

65歳以上の高齢者の方

運転免許証を自主返納又は失効すると



①運転経歴証明書交付手数料 ￥1,150円 の補助金※

②香芝市コミュニティバス優待乗車証(一年間運賃無料)

※令和7年3月23日以前に運転経歴証明書の
交付申請をされた方は、補助額が1,100円となります。

を交付します。

対象者



運転免許証を自主返納、または失効（有効期限切れ）し、
運転経歴証明書の交付を受けた65歳以上で香芝市在住の方

★申請期限：運転経歴証明書の交付から3ヶ月以内

必要書類

- ①運転経歴証明書の写し
- ②運転免許取消通知書の写し、もしくは失効した運転免許証の写し、または運転免許経歴証明書の写し
- ③住民票の写し（※1）
- ④市税に滞納がないことを証明する書類（※1）
- ⑤顔写真（※2）
（写真サイズ 縦3.0cm×横2.4cm、6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で人物が鮮明なもの）
- ⑥振込先がわかるもの（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）（※3）

※1 ③・④の書類は、申請書内公簿調査等のためのチェック欄にチェックを入れることで省略できます。

※2 ⑤の顔写真は、香芝市コミュニティバス優待乗車証の交付申請をされる場合にのみ必要です。

※3 ⑥の通帳等の写しは、補助金の振込先を確認するために必要です。申請者名義の口座に限ります。

問合先

香芝市役所 都市政策交通課 TEL：0745-76-2001（代表）

香芝市ホームページ <https://www.city.kashiba.lg.jp/soshiki/16/5789.html>



運転免許証自主返納支援（1人1回限り）

- ①運転経歴証明書交付手数料 ￥1,150円 の補助金を交付します。
- ②香芝市コミュニティバス優待乗車証(1年間運賃無料)を交付します。

【対象となる方】

以下のすべてを満たす方

- ・香芝市の住民基本台帳に記載されている65歳以上の方（返納または失効した日現在）
- ・令和2年7月13日以降に運転免許証を自主返納または失効（有効期限切れ）し、運転経歴証明書の交付を受けた方
- ・香芝市の市税に滞納がない方
- ・香芝市暴力団排除条例に規定する暴力団員等と密接な関係を持っていない方

【手続き方法】

申請書に必要書類（チラシ表面に記載）を添えて、香芝市役所都市政策交通課までご提出ください。

※申請書は、市役所都市政策交通課の窓口で配布しているほか、市のホームページにも掲載しています。

※郵送での提出も可能ですが、封筒・切手などは自己負担となりますのでご了承ください。

郵送先

〒639-0292

奈良県香芝市本町1397番地 香芝市役所 都市創造部 都市政策交通課宛

【申請期限】

運転経歴証明書の交付を受けた日から**3ヶ月以内となります**。3ヶ月を過ぎた申請は**無効**となります。

【注意事項】

- ・コミュニティバス優待乗車証の有効期限は、優待乗車証の交付を受けた日から1年間となります。

【運転免許を失効（有効期限切れ）された方へ】

- ・運転免許証を失効してから返納された方はチラシ表面の必要書類②の運転免許取消通知書は発行されませんので、運転免許証の返納前に必ず、運転免許証の写しをお取りください。
- ・失効した運転免許証の写しが無い場合は、運転免許経歴証明書を取得していただく必要があります。橿原市新ノ口の運転免許センター内「自動車安全運転センター」に直接申請に行くか、最寄りの交番、警察署または市役所都市政策交通課窓口にて運転免許経歴証明書の申請書を受け取り、郵便局で払い込みをしてください。後日ご自宅に郵送されます。なお、発行には別途料金が発生しますのでご注意ください。

